

る養成所はなかった。

【考察・結論】

・ 肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者に関する偏見差別防止の啓発教育の充実のためには、各養成課程の事情をふまえ、教師側の重要性の認識とともに適切な教育資材が望まれる。

・ 4職種の養成課程の過密なカリキュラムの現状をふまえ、患者、その家族からの声を直接聞く機会となる授業は、養成課程在籍中のみならず卒後教育の一環として活動を広げる意義を指摘した。

研究分担者

前田ひとみ 熊本大学 教授

長沢光章 国際医療福祉大学成田保健医療学部 教授

松田裕子 鶴見大学短期大学部 教授

A. 本研究の背景と目的

1. 集団予防接種による B 型肝炎感染拡大と基本合意までの経緯

昭和 23 年から昭和 63 年まで集団予防接種における注射器等の連続使用により B 型肝炎ウイルスが感染拡大した事実について、国の責任が確定し、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権尊重や適切な医療の提供が求められている。平成 22 年 1 月に施行された肝炎対策基本法（平成 21 年法律 97 号）第 9 条で、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針を策定すべきこととし、「肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項」を挙げている。これに基づき策定された肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 23 年 5 月 16 日告示）では、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者に対する不当な差別が存在することが指摘されており、肝炎対策を推進する上で、医療従事者となる者に対しての普及啓発は特に重要な役割を担うものであると考える。

2. 集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究等について

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」（平成 24・25 年度厚生労働科学研究、多田羅浩三）が実施され¹⁾、その研究成果をふまえ、平成 25 年 6 月に、「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の再発防止対策について」がまとめられている。本提言のなかで、集団予防接種による B

型肝炎感染拡大の問題点や再発防止策として、国の姿勢、自治体及び医療従事者の姿勢、先進知見の収集と対応、事例把握と分析・評価、現場への周知・指導の徹底の 5 点が指摘されている。

全国 B 型肝炎訴訟原告団・弁護士と厚生労働大臣との協議（平成 28 年 7 月 15 日実施）において、医療従事者への基礎教育において、正しい医学情報、標準予防策の徹底のみならず歴史的事実や教訓、患者を傷つける言動等への理解について取り上げることが求められており、医療従事者養成課程における B 型肝炎に関する教育の実施の有無、その教育内容・方法について早急に実態を把握するための調査を行い、各養成所において効果的な教育について明らかにする必要がある。

都道府県知事指定の医療従事者（看護師、准看護師、臨床検査技師、歯科衛生士）養成課程における教育内容は、職種ごとに省令等で定められている。例えば、看護師の場合、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（厚生労働省、平成 27 年）において、卒業時の到達目標として「感染防止の手順を遵守する」ことが挙げられており、感染防止のための教育が実施されている²⁾。しかし、実際の教育内容・方法については各養成施設の学則等で定められているため、B 型肝炎についてどのような教育がなされているかは把握されていない。都道府県知事指定の医療従事者養成課程における教育内容・方法の実施状況を早急に把握することが求められる。

3. 本研究の目的

本研究は、医療従事者（看護師、准看護師、臨床検査技師、歯科衛生士）養成課程における B 型肝炎に関する教育の実施状況を明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

本研究は、「医療従事者養成課程における B 型肝炎に関する教育についての研究」調査票を用いた横断研究として実施した。

1. 研究対象

研究対象本研究の対象者は、都道府県知事指定の看護師、准看護師、臨床検査技師、歯科衛生士の全養成所であった。

- ・看護師養成所 3 年課程 537 校、2 年課程 170 校（平成 28 年 9 月現在）
 - ・准看護師養成所 218 校（平成 28 年 9 月現在）
 - ・臨床検査技師養成所 23 校（平成 28 年 9 月現在）
 - ・歯科衛生士養成所 147 校（平成 28 年 9 月現在）
- 以上、計 1095 校。

2. データ収集期間

平成 28 年 10 月 28 日～平成 28 年 12 月 15 日

3. データ収集項目

データ収集は、以下の項目について行った。

1) 基礎情報

養成課程の種類、所在する都道府県、設置主体、病院（診療所）の所有、1 学年の定員数、B 型肝炎ウイルス抗体価検査、ワクチン接種など

2) B 型肝炎等に関する教育内容・方法

標準予防策、感染経路別予防策の講義の有無、个人防护具の着脱の学内演習の実施の有無、B 型肝炎ウイルスならびに B 型肝炎ウイルス感染症、感染経路、具体的な隔離予防策についての講義の有無

3) 肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者に関する偏見差別防止の啓発教育の実施の有無とその教育内容

4) B 型肝炎ウイルス感染者、肝炎患者、家族からの声を直接聞く機会となる授業（特別講演）の実施の有無、実施している場合はそのき

っかけ、教育内容、利点・問題点、学生の反応

4. 質問紙の配布と回収

1) 研究対象施設への依頼・質問紙の配布方法

都道府県知事指定の看護師、准看護師、臨床検査技師、歯科衛生士の各養成課程を対象とし、各養成所の最高責任者に調査参加への依頼文書と質問紙を郵送した。依頼文書には、本研究の目的、方法、倫理的配慮等について記載した。

2) 質問紙の回収方法

質問紙への回答後は、同封した返信用封筒に記入済みの質問紙を入れ、厳封し、投函してもらうことを依頼した。本質問紙の返送をもって、本研究への協力に同意をしたものとした。

5. データ分析方法

収集したデータについては、記述統計を用いて、項目別単純集計、項目間クロス集計を行った。自由記載としている項目については、各項目についての記載内容を Nvivo（QSR International）を用いて整理し、分類を行った。

6. 倫理的配慮

本研究は、厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠し、宮城大学研究倫理専門委員会の承認を受けた上で調査を実施した（承認番号 宮城大第 1080 号）。

C. 研究結果

看護師養成所 3 年課程 537 校、2 年課程 170 校に配布をし、400 校から質問紙が返送された（回収率 56.6%）。准看護師養成所 218 校のうち、158 校から質問紙が返送された（回収率 72.5%）。臨床検査技師養成所 23 校のうち、10 校から質問紙が返送された（回収率 43.5%）。歯科衛生士養成所 147 校のうち、100 校から質問紙が返送された（回収率 68.0%）。

4 職種の養成課程全体の回収率は、61.0%であった。

1. 看護師養成課程の結果

1) 養成課程の特徴

(1) 養成課程の種類

3 年課程が 71.3%（285 校）、次いで 2 年課